第9章

マレーシアにおけるムスリムの家事紛争解決過程

合意形成における言説分析を中心として

はじめに

本章では,マレーシアにおけるシャリーア裁判所をはじめとしたイスラーム関連機関における家事紛争処理の過程について初めて本格的に研究したといえる Sharifah Zaleha Syed Hassan & Sven Cederroth 共著の『マレーシアにおける婚姻関係紛争の処理:イスラームの調停者とシャリーア裁判所の紛争解決』(Managing Marital Disputes in Malaysia:Islamic Mediators and Conflict Resolution in the Syariah Courts)1)に記されたいくつかの紛争処理の例を手掛かりとして,紛争解決過程における言説分析をとおして,紛争当事者が第三者の介入によって「合意」にいたる過程を明らかにすることを試みる。ムスリムの家事紛争処理に関わる「正式な」機関2)は,家事事件カウンセラー(Marriage Counselor),各地区のカディ(Kadi)3)およびシャリーア裁判所の裁判官である。

本書の事例に登場する紛争当事者は、ときには法律的概念に包摂するのが 困難な「困りごと」または「問題」も含む多様な紛争を紛争解決機関に持ち 込む。紛争介入者たる家事事件カウンセラー、各地区のカディおよびシャリ ーア裁判所の裁判官は、シャリーア⁽⁴⁾についてのより正しい知識を有する者 として紛争の解決を試みる。紛争解決過程のなかで紛争介入者は、ときに当 事者によって「困りごと」として提起されたものに法律的な意味を与えると 同時にそれ以外のものを捨象していく。しかしながら「日常的言説」から「法律的言説」への転換は、それぞれの紛争介入者によってでは様相が異なる。例えば、家事事件カウンセラーおよび各地区のカディが行なう紛争解決過程においては紛争当事者の語る「困りごと」に対してすぐに法的なラベルを貼るのではなく背景的な関係を探ろうとする傾向が強く、とりわけ婚姻カウンセラーによる紛争解決過程において顕著である。

本書で事例として取り上げられているのは家事事件であって夫婦間の紛争が多数を占め、そのほとんどが「婚姻関係回復」の合意にいたっている。このような合意にいたる過程においては、紛争介入者は、イスラームに関わる言説による争点の抽出および整理をし、紛争当事者への互譲を働きかけまたは積極的に合意を促している。紛争当事者が自らの「困りごと」または「問題」をどう語るかという点に着目すると、とりわけ夫婦間の紛争の処理過程においては「妻としての義務」「夫としての義務」が繰り返し語られていることに気づく。すなわち、夫婦の権利義務関係を中心として紛争が展開しているともいえる。紛争介入者らもまた「妻としての義務」「夫としての義務」、そして「共同体へのムスリムとしての義務」(家族の絆がいかにムスリム共同体に奉仕するか、とのコンテクストで語られることが多い)について、シャリーアの知識を有する者、シャリーア裁判所の裁判官の場合にはシャリーアの高度な専門家として語るのである。

本稿では、紛争解決過程における言説に焦点をあてることとする。それによって、イスラームに関わる言説が、合意を促す過程において多大なる影響を与えると同時に、それによって紛争当事者および介入者は「困りごと」または「問題」を認識していることが明らかになるであろう。また、そこで語られるイスラームに関する言説についての紛争当事者および介入者の認識についても分析を加える。まず、マレーシアにおけるイスラーム法制度と紛争解決手続について概観する。また本稿で取り上げる事例において、イスラーム法における夫婦の権利義務関係についても概説する。次いで、宗教局お

よびシャリーア裁判所における紛争解決についての事例を分析し、合意形成 における言説を検討する。

マレーシアのイスラーム法制度概観

立憲君主制の連邦国家たるマレーシアの連邦憲法は「イスラームは連邦の宗教である」(連邦憲法第3条第1項)と規定してはいるものの、シャリーアは立法の源とは見なされていない。ムスリムが国民の過半数を占める中東諸国の憲法では、イスラームを国教とする条項のほかに、シャリーアが立法の源または源の一部である旨を規定する条項を設けている国が多いがマレーシアにはない(5)。イスラームに関する事項は連邦直轄領(首都クアラルンプール、プトラジャヤおよびラブアン島)を除き州の管轄であり、憲法が定めた州の管轄事項(連邦憲法第9附則第2リスト)に従って各州がイスラーム法施行法、イスラーム家族法、イスラーム民事訴訟法、イスラーム刑事訴訟法等の法律を制定している。州が立法権を有するイスラームに関する事項はムスリムの主として親族法、宗教関連行為および宗教上の犯罪であり、当該事項に関してはシャリーア裁判所が管轄権を有する。

裁判所制度は普通裁判所とシャリーア裁判所の二元的な制度であり,1988年の憲法改正によって上位裁判所 (High Courts)はシャリーア裁判所の管轄権内にある事項に関して管轄権を有しないことが定められた(連邦憲法第121条1A)。普通裁判所とシャリーア裁判所の管轄権が競合するとき,法律によってシャリーア裁判所に管轄権が与えられている事項についてはシャリーア裁判所が排他的な管轄権を有すると解されている。したがって,憲法によって州の管轄事項とされたものであっても当該事項についてシャリーア裁判所が管轄権を有するとの法律が州で定められていないときは,シャリーア裁判所は管轄権を有しない(6)。

各州には多少の名称の違いはあるもののイスラーム宗教省およびシャリー

ア裁判所が設置されている。以下,『マレーシアにおける婚姻関係紛争の処理』で調査の対象となった地区が位置するスランゴール州のイスラーム宗教 省およびシャリーア裁判所等のイスラームの宗教または法に関わるそれぞれ の機関について概略する⁽⁷⁾。同州のイスラームに関する機関について定めた 法律は,スランゴール州 1989 年イスラーム法施行法(Administration of Islamic Law Enactment 1989 [Selangor, Enactment No.4 of 1984]:以下,イスラーム法施行法)である。

ペナン州,マラッカ州,サバ州,サラワク州および連邦直轄領を除いて, 各州のスルタンがそれぞれイスラームの長である(連邦憲法第3条第2項)。 イスラーム宗教評議会 (Majlis Agama Islam) は, イスラーム法およびイス ラーム法の施行を除くすべてのイスラームの宗教に関する事項についてスル タンに助言をする機関である(イスラーム法施行法第28条)8%イスラーム法 に関する事項についてはムフティー(Mufti)がスルタンに助言し,法的意 見たるファトワー (Fatwa)を発布する権限を有する (イスラーム法施行法第 30条,31条第1項)。ファトワーを発布するとき,ムフティーはシャーフィ イー派の見解に従わなければならないが、それが公益に反すると見なす場合 はハナフィー派,マーリキー派またはハンバリー派の見解に従う(イスラー ム法施行法第36条第12項)。これら四つの法学派の見解のいずれに従っても 公益に反するとムフティーが見なすときは,自らの判断に従ってファトワー を発布する(イスラーム法施行法第36条第3項)。ファトワーを発布するのに 先立って、ムフティーは当該ファトワーを討議するためにイスラーム法諮問 委員会(Islamic Legal Consultative Committee)を招集しなければならない (イスラーム法施行法第34条第4項)%。州内にあるすべての裁判所はファト ワーに従うことが定められ (イスラーム法施行法第31条第4項), シャリーア 裁判所の判決はファトワーに拘束されることとなる。

シャリーア裁判所はシャリーア下位裁判所 (Syariah Subordinate Court), シャリーア高等裁判所 (Syariah High Court) およびシャリーア控訴裁判所 (Syariah Appeal Court) からなる三審制である。これらの裁判所はイスラー ム宗教評議会の助言に基づいて,スルタンが適当と見なす所に設置することができる(イスラーム法施行法第37条)。シャリーア控訴裁判所の主席裁判官を務めるシャリーア裁判所長官(Chief Syariah Judge),シャリーア控訴裁判所裁判官およびシャリーア高等裁判所裁判官は,イスラーム宗教評議会の助言に基づいてスルタンによって任命され,シャリーア控訴裁判所およびシャリーア高等裁判所の裁判官の任命にあたっては,イスラーム宗教評議会はシャリーア裁判所長官に諮問しなければならない(イスラーム法施行法第38条第1,2項)。シャリーア下位裁判所裁判官はシャリーア裁判所長官の推薦に基づいてスルタンが任命する(イスラーム法施行法第40条第1項)。シャリーア下位裁判所が管轄権を有する事項には,刑事事件について2000リンギ以下の罰金刑または2年以下の拘禁刑を科すもの,民事事件については10万リンギ以下または金銭に換算できないものとの制限が課せられている(イスラーム法施行法第43条第2項)。現在スランゴール州には,シャリーア控訴裁判所およびシャリーア高等裁判所がそれぞれ一つと10のシャリーア下位裁判所が設置されている。

イスラームの宗教に関する事項についての行政を担当するのはスランゴール州イスラーム宗教省(Jabatan Agama Islam Selangor)であり,管理部,イスラーム教育部,宗教財産部,モスク管理部,家族法制部,シャリーア法制部,ダクワ管理部 ¹⁰⁾,調査部,施行部および地区イスラーム宗教局(Pejabat Agama Islam Daerah)等がある。イスラーム宗教局は九つの地区に 12 の事務所を有し,本稿で扱う家事事件カウンセラーおよびカディによる紛争解決はここで行なわれている。

ムスリムの家事紛争解決手続

ムスリムの家事紛争解決のための公式な機関は,家事事件カウンセラーと カディの属するイスラーム宗教省およびシャリーア裁判所である。シャリー ア裁判所と宗教局のカディおよび家事事件カウンセラーとでは紛争解決手続が異なる。シャリーア裁判所では裁判 = 判決手続と裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution: ADR)によって家事事件の解決がなされる。イスラーム宗教局での紛争解決手続は調停または相談である。以下では,スランゴール州を例にシャリーア裁判所における判決以外の紛争解決手続とイスラーム宗教省での紛争解決手続を概略する。

スランゴール州 1991 年シャリーア民事訴訟法 (Syariah Civil Procedure Code Enactment 1991 [Selangor, Enactment No.7 of 1991]) 11) 第 87 条および 88 条に よれば,訴訟当事者間のスール(sulh)による紛争解決が奨励され,当該ス ールは既判力を有する。イスラーム法におけるスールとは、「紛争当事者間 の紛争を終了させる契約」をいう。両当事者がスールに合意する,一方当事 者がスールを申し出て他方が承諾する、および第三者がスールを提示し両当 事者が合意するという三つの類型を含むとされる(12)。2001年スランゴール 州シャリーア裁判所民事訴訟法スールについての規則 (Svariah Court Civil Procedure (Sulh) Selangor Rules 2001 [Selangor, P. U. 44, 2001]: 以下,規則) 13) によれば,離婚以外の事件であれば,裁判所書記官は訴えが提起された後に 職権でもって、裁判所書記官またはシャリーア裁判所長官が任命した者を委 員長として両当事者から構成される調停委員会 (Majlis Sulh) に事件を付託 することができる(規則第1条第2項,3条,5条第1項)。紛争の全部または 一部についての解決のための合意が成立したときは,委員長は双方の合意が 記された調書を裁判所に提出する(規則第6条)。調停不成立のときは調停不 成立の調書を裁判所に提出し適当な勧告を調書に付すことができる(規則第 7条)

特定の離婚事件において,裁判所は職権で調停委員会(jawatankuasa pendamai:conciliatory committee)またはハカム(Hakam)に当該事件を付託する。特定の離婚事件とは,スランゴール州 1984 年イスラーム家族法(Islamic Family Law Enactment 1984 [Selangor, Enactment No.4 of 1984]:以下,イスラーム家族法)によれば,夫の離婚宣言による離婚(イスラーム家族法第47条),

クル離婚 (khul')(イスラーム家族法第49条)または夫による離婚取消しに妻が従わないとき (イスラーム家族法第51条)である(14)。

家事事件を解決するためのハカムの制度は、コーランにその根拠を有する。 ハカムには夫婦の親族から各 1 名が裁判官によって任命される。マレーシア において多数派であるシャーフィイー派の有力説では、各ハカムは各夫婦か ら代理権が授与されているときは、いずれかの離婚の形式で婚姻を解消する ことについての決定をすることができる。すなわち、一方的離婚による婚姻 解消の場合には夫から離婚を宣言する権限がハカムに授与され、クルによる 婚姻解消の場合には夫から離婚を宣言する権限が、妻からは金銭支払いにつ いての権限がそれぞれのハカムに授与されることが必要である(15)。ハカム による紛争解決は、各ハカムが委任された代理権の範囲内において交渉し解 決を試みることから和解といえよう。ただし、マーリキー派の見解に従えば、 各ハカムは仲裁人の役割を果たす。すなわち、ハカムの間で離婚についての 合意は両当事者の委任がなくとも拘束力を有する(16)。

イスラーム家族法ではシャリーア裁判所での ADR 手続きについて次のように定める。夫の離婚宣言に基づく離婚請求において,当事者の一方が離婚に同意していないとき,または裁判官が「両当事者間による調停の合理的可能性が存する」と見なすときは,裁判所は宗教局の役人を長として各当事者の親族の計3名から構成される調停委員会に事件を付託する(イスラーム家族法第47条第5,6項)。裁判所は当該調停委員会に対し監督権限および委員の罷免権を有する(イスラーム家族法第47条第7,8項)。調停は当事者出席の下に原則として最長6カ月間行なわれ,両当事者が弁護士を依頼することは認められない(イスラーム家族法第47条第9,10,12項)。婚姻関係の回復の調停が成立したとき,調停委員会は裁判所に報告し裁判所は当該離婚請求を棄却する(イスラーム家族法第47条第13項)。調停不成立のときは,調停委員会は子の扶養および監護,財産分与等についての適当な勧告を付した証明書を裁判所に提出し,裁判所は夫に1回の離婚宣言を行なうよう促す(イスラーム家族法第47条第11項)。夫が離婚の宣言を拒否するとき,裁判所は

ハカムに本件を付託する(イスラーム家族法第47条第14項)。

ハカムに付託される事件は,裁判所によって夫婦間に「絶え間のない争い (siqaq)」が存すると見なされ,両当事者の各親族1名がハカムとして任命 される(イスラーム家族法第48条第1項)。期間についての定めはない(イス ラーム家族法第48条第2項)。裁判所は調停委員会に対してと同様に,監督権 限を有しハカムを罷免することができる (イスラーム家族法第48条第3,4項)。 ハカムは,裁判所の許可があるときはそれぞれの代理権の範囲内において, 裁判所で1回の離婚を宣言することができる(イスラーム家族法第48条第5 頃)。 ハカムが当該夫婦の離婚について合意したがなんらかの理由により離 婚を命令することができないときは、裁判所は別のハカムを任命し離婚を命 じる権限を与える(イスラーム家族法第48条第6項)17。ハカムに付託され る事件は、クル離婚において夫が離婚に同意しないとき、または取消し得る 離婚の場合に夫による取消しに妻が従わないときである(イスラーム家族法 第49条第4項,51条第9項)。実際に家事事件においてハカムが任命される のは,妻は離婚を望んでいるが夫が同意せず,妻の側に婚姻契約違反による 離婚またはファサフ離婚の法律要件に該当する事実が欠如している場合が多 いことが指摘されている(18)。

宗教局のカディまたは家事事件カウンセラーは,家事相談または調停によって紛争の解決をはかる。これらの紛争解決手続は非公開でインフォーマルである。通常,カディは大学の学位を有する宗教局の上級公務員であり,各地区のイスラーム宗教局の局長を務める。イスラーム家族法に関してカディに付与される権限は,婚姻離婚の登録,挙式の際に女性の側の婚姻後見人たるワリ・ラジャ(wali raja)を務めること(19),相続財産の分割および家事事件の調停である。カディの職が男性のみに独占されるのに比べて,家事事件カウンセラーは下級公務員で女性が多い(20)。カディと家事事件カウンセラーでは取り扱う紛争は異なっており,原則として,カディは離婚,扶養,離婚後の慰謝料等の紛争を,家事事件カウンセラーはカディが扱う以外の紛争を扱うが,カディが家事事件カウンセラーの扱う紛争を処理することもある(21)。

いずれにせよカディおよび家事事件カウンセラーは家事相談,調停によって 紛争解決を試み,そこで扱われるのは必ずしも法律要件に該当しないような 「困りごと」をも含むものである。

イスラーム法における夫婦の権利義務関係

配偶者間の紛争においては,イスラームに関わる言説のなかでも夫婦の権利義務関係についての言説が紛争解決過程において重要な位置を占める。イスラーム法における夫婦の権利義務関係の中心は,妻からの夫に対する扶養請求権と妻に服従を求める夫の権利である。夫への扶養請求権に加えて,妻は住居の提供を請求することができる。

スランゴール州のイスラーム家族法は夫の扶養義務について非常に詳細な規定を設けている。夫の妻への扶養義務につき,裁判所は妻が不服従(nusyuz)でないかぎりにおいて,夫に対して妻または前妻を扶養するよう命じることができると定める。夫の合法的な希望または命令に従うことを不当に拒否しているとき,妻は不服従であると見なされる。すなわちイスラーム法に基づく正当な事由なしに,夫との性交を拒否したとき,夫の意思に反して婚家から外出したとき,または夫の転居もしくは移動に追随することを拒否したときである(イスラーム家族法第59条第1項,2項)。妻が不服従であると見なされるときは夫への扶養請求権は停止されるが,妻が不服従でなくなれば再び扶養を夫に請求することができる(イスラーム家族法第59条第3項)。裁判所の扶養命令に故意に違反した者に対して裁判所は,罰金または自由刑に処すことができる(イスラーム家族法第132条)。

さらに夫に対しては,裁判所の同居回復命令に違反したとき,妻を虐待したとき,妻の財産権を侵害したとき,またはイスラーム法に基づく正義を妻に与えないときは,裁判所は罰金刑または自由刑に処すと定める(イスラーム家族法第126,127,128条)。

離婚した妻に対して夫は,待婚期間中の扶養と住居の提供に義務を負う(イスラーム家族法第59条第1項,71条第1項)。ただし,女性の側の不服従または不貞行為によって扶養義務は免除され(イスラーム家族法第59条第2項),女性による公然たる猥褻行為は住居提供への請求権を失わせる(イスラーム家族法第71条第2項(d))。18歳以下の子の扶養もまた夫に課せられる義務であるとされる(イスラーム家族法第72条第1項)。

他方,妻の夫への従順は,法律上夫への扶養請求の対抗要件として定められている。上述のように不服従と見なされる妻は扶養請求権を失い,さらにイスラーム法に基づく合法な夫の命令に故意に従わない妻には罰金が科せられる(第129条)。

このように,イスラーム法において定められる夫婦間の権利義務関係の中心である夫への扶養請求権と妻の服従は対抗関係にあることが明らかである。 扶養と服従という夫婦の関係は,例えば次のコーランの章句に根拠が求められるとされる。

「男は女の保護者で扶養者である。なぜなら,アッラーが男女の間に 優越をつけたからであり,また男が養うからである。それゆえ,善良な 女は非常に従順であり,アッラーが守ったものを(夫の)留守中も守る。 あなたが女たちの誤った行い(nusyuz)を心配するなら彼女たちに説諭 し,寝床を別にし,軽く叩きなさい。もし彼女たちが従うようになった ら,それ以上の手段に訴えてはならない。アッラーは崇高で,偉大であ る。」(第2章34)

マレーシアで多数派を占めるシャーフィイー派の法学者は妻の不服従を「夫への不従順,アッラーが課した義務を軽視すること,自らの義務の遂行を省みないこと」と定義する。具体的には,(1)病気や出産等の適切な理由なしに夫との性交を拒否するとき,(2)家が崩壊する危険にあるというような身体的な危険が迫っているとき,もしくは夫の不在中に反対されないことを確信して病気の親族を訪問する等の理由なしに夫の許可なく家を離れたとき,または(3)正当な事由なしに夫の移転に追随することを拒否したとき,妻は不

服従と見なされる(22)。スランゴール州 1984 年イスラーム家族法上の規定はこれに従ったものである。不服従は、それが女性のみだけでなく男性にも課せられると主張する論者もおり、マレーシアの女性団体もこの見解に基づくなど論争を含む概念でもあることは注意を要する(23)。

宗教局での紛争解決過程

紛争の解決または問題の相談を求める当事者は、宗教局でのカディまたは家事事件カウンセラーとの会合に先立って、所定の様式に紛争または問題の性質または請求内容について申し立てるが、必ずしも法律要件に該当することを要しない。『マレーシアにおける婚姻関係紛争の処理』において、宗教局へ申し立てられた事項を瞥見すると、シャリーア裁判所とは異なり、法律上の争点のないものが含まれている。家事事件カウンセラーおよびカディの行なう紛争解決過程においては、苦情申立書に記載した申立て事由に制約されずに、両者の互譲を生成することを主たる目的として相談または調停が行なわれているといえよう。

家事事件カウンセラーまたはカディとのセッションは,原則として両当事者同席の下に行なわれ,非公開である。セッション開始の際,紛争介入者は自らの役割について説明し,本セッションが非公式のものであることをしばしば強調する。その後,紛争介入者は,両当事者にそれぞれの言い分を述べるよう促した上で,自ら両当事者に質問をしながら紛争の背景にある事情を明らかにし,争点を抽出することを試みる。その後の紛争解決の過程は,紛争当事者が紛争解決案を相互に提案,検討し合意にいたるというよりも,紛争介入者の説得,時には執拗な説得によって合意にいたるものが多い。以下で述べる事例においてとりわけ紛争当事者が夫婦の場合に,紛争解決過程において特徴的と思われるのは,紛争介入者は,夫婦がそれぞれの義務を遂行しているか否かという点から,紛争の背景の明確化および争点の確定を試み

ようとすることである。夫は家族を扶養しているか,妻は家族の世話をして 夫に仕えているかというイスラーム法が夫婦に課したとされる義務の遂行が, 紛争介入者にとっては夫婦間の紛争解決のための必要不可欠な要素と見なし ているようである。

宗教局に申し立てられた事項は, Sharifah Zaleha & Chederroth の類型化 に従えば,扶養,夫婦それぞれに課せられる義務の懈怠,不仲,不貞,遺棄, 虐待,子への虐待,離婚,重婚,裁判所命令違反,タラークの承認および婚 姻後見人のカディへの依頼に大別される。扶養に分類されているのはイスラ ーム法上夫に課せられる妻および子への扶養懈怠であり, 各夫婦の義務懈怠 とは例えば妻側の義務懈怠として申し立てられているのは夫を粗雑に扱う, 夫の言うことを無視する尊敬しないといったものであり, 夫側の義務懈怠と しては妻子を怠り遺棄している等の事項が申し立てられている。不仲で申し 立てられるほとんどの事例が夫婦別居中であり、その理由は、妻からの申立 てでは夫に従えとの過度の強制,虐待,十分な扶養が夫からなされない,重 婚,不貞,飲酒,ギャンブル,麻薬中毒等,夫からの申立てでは妻の不誠実, 不従順,家族の世話の懈怠,過度の干渉等である。不貞の申立てでは事実に ついての調査を依頼するものが多い。本書においてフィールドワークが行な われた二つの宗教局に離婚として申し立てられたすべてが妻からのものであ り,夫による扶養懈怠,遺棄,夫による義務違反等の多岐にわたる離婚事由 に基づいている。家事事件カウンセラーおよびカディが離婚紛争処理として できることは、夫に離婚を説得した場合を除き、助言を与えるまたは調停を 試みることにとどまる。セッションにおいて調停が失敗に終わり、夫が離婚 に合意したときは夫が離婚の定式句たるタラークを宣言して離婚が成立する。 重婚は主として,妻からの申立てでは夫が別の女性と婚姻しようとしている ことを阻止するよう依頼するものであり、夫からは妻が重婚に同意しないこ とを申し立てることが多い。タラークの承認では,夫による離婚宣言である タラークが合法か否か,合法ならば何をすればよいのかについての助言を妻 から求めるものである。婚姻後見人のカディへの依頼とは,イスラーム法に

おいて婚姻成立要件の一つとして女性の側の後見人の同意が求められ通常は 女性の父親が後見人となるが,宗教局に申し立てられるのは父親が死亡して いるまたは婚姻に同意しないときにカディに後見人を依頼するものである⁽²⁴⁾。 以上のように宗教局への申立事項は多岐にわたり,女性からの申立てが圧倒 的に多数を占めている⁽²⁵⁾。

1.家事事件カウンセラー

セッションの始まりにおいて,家事事件カウンセラーは当事者にそれぞれの抱える相手に対する不満または問題を語るように促し,当事者は比較的自由に自らの主張を日常的言説で語っている。下級公務員である家事事件カウンセラー自身はイスラーム法の専門家というわけではなく,本書に登場する家事事件カウンセラーの最終学歴は大学入学資格に相当する STR (Sijil Thanawi Rabi)(日本の高卒に相当)を有し,受けた宗教教育は高校までのものであり,家事事件カウンセラーとなるのに特別な訓練は必要とされていないと彼女は述べている(26)。人々からは,女性の宗教の先生を意味するウスタザ(ustazah)と呼ばれている。カディは離婚,扶養または離婚後の慰謝料等に関する紛争を扱い,家事事件カウンセラーはそれ以外を扱うことになっているとはいえ,ときにカディが家事事件カウンセラーが扱う事項を処理することもある(27)。以下で取り上げる紛争は,夫婦の同居回復についての合意成立によって紛争が解決している。

[事例1: Noraini vs. Ismail]

妻が夫による遺棄について申し立てた事例である。セッションの開始後, 家事事件カウンセラーは両当事者に夫婦間の争いの原因について話すよう促すが,夫は喧嘩が原因であるとし,妻は夫が彼女と同居したくないと言った 夫に問題があるとそれぞれ主張する。家事事件カウンセラーは,夫婦の抱え る問題を明らかにするために職業,妻の夫に対する態度,経済状況について 質問する。そこで明らかになった事実は,夫婦の間では常日頃より争いが絶えないこと,夫が妻を遺棄してからほぼ1年が経過していること,夫は現在失業中で金銭的な問題を抱えているということ,妻と夫側の親族との関係がうまくいっていないこと等である。そこで,家事事件カウンセラーは,両当事者に子供にとって父親と母親がいかに重要かを説く。妻は夫による遺棄が始まってからすでに1年が経過したことを主張し,いったいいつになったら夫が家に戻ってくるのかと尋ねる。家事事件カウンセラーは,妻に忍耐強くあることを説き何か問題が起きたらいつでも当該宗教局で問題解決のためのセッションが行なわれると説明する。最終的に,家事事件カウンセラーが夫婦の間に同居回復についての合意を導いて本件は解決した(28)。

紛争介入者が争点の抽出を促していく過程において行なった質問事項の二つ目として,妻に対して家事の仕方,夫にどう仕えているのか,夫に愛しいと思わせるような態度で接しているのか,それとも距離を置いて接しているのかといったことを尋ねている。さらに,紛争介入者自ら,家事の切盛りの仕方や夫を満足させる方法について説いて,夫が家長であり妻は夫に従い表立って夫の要求に異を唱えるべきではないと諭している。紛争介入者の家事事件カウンセラーは,本件における夫婦間の争いの原因の一つとして,妻の夫に対する態度が「理想的な妻」から逸脱していることにあると見なしているようである。家事事件カウンセラーによる「理想的な妻」が夫に仕える様子は次の会話から明らかであろう。

家事事件カウンセラー「(夫婦喧嘩の後は会話がないということを夫婦ともに認めた後に)妻としてあなたが会話の音頭をとることはよいことです。夫が帰宅をしたときあなたは彼のためにお茶を出さなければなりません。『あなたお茶ですよ』と言いなさい。そうすれば彼はあなたを愛しいと思いますよ。反対にあなたが彼から疎遠になれば,彼はあなたにうんざりするでしょう。要するに,あなたは妻として彼が必要とすることをしなくてはならないのです。あなたが家を留守にするときや何かしたいときは,彼に知らせなさい。たとえ働いても稼いだお金を自分の好

きなように使ってはいけません。自分のほしいものを何でも買えるという態度をとってはなりません。家族の中には夫というリーダーがいるのです。彼の言うことをよく聞くのはあなたの義務です。あなたの問題は解決できます。彼はいつもあなたを扶養してきたし,ただ欠けているのは同居だけじゃありませんか。夫が帰宅したときあなたは常に家にいましたか。」

妻「私は働いています。でも私が家にいるときは常に夫にできる限り 仕えてきました。私に対する愛情はもはやないと言ったのは夫であって, 彼が私から距離を置いたのです。 29

家事事件カウンセラーは夫による遺棄についてはほとんど言及しない一方で,妻に対しては,このように妻として夫に何をすべきかまたは振る舞うべきかにつき詳細な指示を与えている(30)。その語りから,家長としての夫とそれに従う妻といった夫婦が,理想的な夫婦として見なされていることに気づく。

家事事件カウンセラーが,やや強引とも思われるやり方で夫婦の同居回復 について一応の合意を導いていることが以下の会話から見てとれる。

家事事件カウンセラー「さあ,もしあなた方が自らの問題を解決できればここに来る必要はありません。家を借りるのは無駄です。だから妻は夫を誠意を持って迎えなくてはなりません。あなたは夫を受け入れたいと心から思いますか。」

妻「もし彼が望むなら……」

家事事件カウンセラー「それこそ私の聞きたい言葉です。あなたの方 はどうですか。妻を受け入れることができますか。」

夫「今はちょっと難しいです。」

家事事件カウンセラー「いつ頃までですか。」

夫「仕事に就いてお金ができるまでです。」

家事事件カウンセラー「もう少し具体的にいつまでかわかりますか。 彼女に教えて......」 夫「そんなに長くはかかりません。」

家事事件カウンセラー「だいたいいつ頃ですか。」

夫「たぶん23カ月のうちです。」

家事事件カウンセラー「あなたは我慢できますか。」

妻「もし彼が望むなら……」

家事事件カウンセラー「あなたは条件を受け入れました。どうか忍耐強く待ってください。(ファイルに書き込んだことを読み上げる)私は妻と子供たちのもとへ戻り一緒に生活します。」

夫「はい。」

家事事件カウンセラー「あなたも同様ですね。」

妻「もし3カ月後に彼が家に戻ってこなかったらどうするのですか。」 家事事件カウンセラー「それについては別の機会に話しましょう。今 はその問題を持ち出さないで下さい。問題が発生するのをあらかじめ考 えるべきではありません。……(中略)……彼は2,3カ月以内に家に 戻ると言っているのですから,あなたは我慢強く待ちなさい。彼が本当 にあなたの所へ戻ることを願いましょう。アッラーに感謝しましょう, あなた方は私のところに来て仲直りしたと言うでしょう。それこそ私が 聞きたいことです。」

2.カディ

以下の事例は,法律的争点のある紛争ではなく,あえて分類するならば「夫婦間の不仲」に関わる問題である。

[事例 2: Shamsul vs. Asmah]

夫の女性問題に怒った妻に「性器を切り取ってやる」と脅された夫が友人 等の助言に従って宗教局に妻の脅迫を申し立てた事例である。セッションの 始まりにおいて夫からは喧嘩の末に妻から脅迫されたこと,妻からは夫が別 の女性と婚姻しようとしていることが喧嘩の原因であることが申し立てられる。紛争当事者がそれぞれの言い分を述べた後で紛争介入者のカディは,両当事者が夫婦それぞれの義務を果たしているか否かについての質問を行なう。両当事者がかなり裕福な階層に属し,夫は家族の扶養,妻は家事および家族の世話という義務をそれぞれ果たしていることが明らかになる。妻は問題は夫が別の女性と結婚しようとしていることにあると主張するが,カディは当面の問題は夫の重婚ではなく妻による夫への脅迫にあるとして,妻に重婚について説き受け入れるように説得する。結局のところ,妻が夫へ危害を加えないことを約して本件は解決した(31)。

紛争の事情を明らかにして争点を整理していく過程で,紛争介入者が第1に行なったことは,夫婦がそれぞれの義務を果たしているかについての次のような質問である。

カディ「……(中略)……あなたは彼に仕える,彼のために料理をするといった妻としての義務を果たしてきましたか。妻の義務については知っていますよね。」

妻「ええ,私は義務に忠実な妻です。皆がそれを認めます。」

夫「ええ,カディ殿(tuan kadi),妻が言っていることは本当です。」 妻「でも,カディ殿,この会合は私の義務についてのものではないで すよね。」

カディ「そうとも,そうでないとも言えます。私はあなたが義務を果たしていると知って満足しています。それで,夫についてですが,彼はあなたを扶養していますか。」

妻「ええ。彼は月々私が自由に使うお金として 1000~1500 リンギくれます。食べ物などに関しては必要な物はすべてお店の人が家まで運んでくれます。ええ,彼は私を扶養しています。」

カディ「……(中略)……こんなにも愛情深く責任ある夫をもってあなたは幸運ですね。シャムスルさん(夫の名),あなたもです。しかし,私にわからないのは,裕福なのになぜお互い喧嘩をしているのかという

ことです。∫³²⁾

家族を扶養する夫としての義務,家族に仕えるまたは世話をする妻として の義務が果たされていることが,「愛情深く責任ある」配偶者であると紛争 介入者によって見なされていることがわかる。

本件における夫婦の争いの原因は,重婚しようとする夫に怒った妻による 夫への脅迫にあるとされ,紛争解決のためにカディは妻に対してイスラーム は男性の重婚を認めていることを次のように説く。

カディ「アスマさん(妻の名),もしシャムスルさんが別の女性を第2 夫人に選んだら,あなたは祝福しますか。」

妻「それは公平な質問ではありません。いいえ,私はそんなことは許 しません。」

カディ「そうすると,あなたは重婚に反対なのですね。イスラームでは,すべての妻を公平に扱いそのための資力があるときには男性に4人まで妻をもつことを認めているのを知っていますよね。この教えを知っていますか。」

妻「ええ,カディ殿。」

カディ「それでは,あなたは夫が別の妻を迎えようとしていることに対してそんなに怒ってはいけません。とりわけ彼が自らそう言っているときは,です。」

妻「カディ殿, 夫は別の女性と結婚したいとは私には話してはいません。他の人が私に話したのです。最初は私はそれを信じませんでした。でも,彼が町のはずれの大きな家に愛人を囲っているのがわかってから信じるようになったのです。」(33)

カディの重婚についての「イスラームでは,すべての妻を公平に扱いそのための資力があるときには男性に4人まで妻をもつことを認めている」という言説は,現行法の規定に沿ったものではなく伝統的なイスラーム法の解釈に従ったものである。しかしながら,この点について妻は異議を申し立てていない。さらにはSharifah Zaleha & Chederrothによる本件で問題となっ

た重婚についての解説においても、「シャリーアが重婚を認めているため、カディはシャムスルの第2夫人を迎えたいという希望を非難できないだけでなく、アスマに対して夫の要求を受け入れさせる必要がある」、または「シャムスルが経済的に妻たちを公平に扱うことができるため、重婚についての制限は本件では問題とならない」(34)と、現行制定法が課す重婚の要件は無視されていることに気づく。

本件が申し立てられたクダー州の 1979 年イスラーム家族法 (Islamic Family Enactment 1979 [Kedah, Enactment No.1 of 1984]: 以下, クダー州イスラーム 家族法)では,裁判所が許可を与えるとき重婚は認められるとしている。裁 判官は重婚を認めるにあたっては , (1)すべての被扶養者を扶養する能力が男 性にあること,(2)イスラーム法に従ってすべての妻を男性が公平に扱うこと ができること、(3)請求される婚姻が現在の妻の宗教、身体、精神、財産に関 して危険を及ぼさないこと,および⑷請求される婚姻によって現在の妻およ び被扶養者の生活水準が下がらないことを考慮しなければならない(クダー 州イスラーム家族法第17条)。 スランゴール州の1984年イスラーム家族法で は、裁判所による事前の許可がない場合であっても重婚は認められると定め ている。裁判所は次の要件が満たされるときは重婚の許可を与える。すなわ ち,(1)現在の妻の側の不妊,虚弱体質,夫婦の性交渉に適さない肉体的欠陥, 夫婦の権利回復命令に対する故意の違反,または精神障害があるとき,(2)新 たな婚姻の請求者たる男性がイスラーム法に従ってすべての妻および被扶養 者を扶養する能力があるとき、(3)請求者がイスラーム法に従ってすべての妻 を公平に扱うことができるとき,および(4)請求される婚姻が現在の妻の宗教, 身体,精神,財産に関して危険を及ぼさないときは裁判所は重婚を許可する (イスラーム家族法第23条)35。スランゴール州の重婚に課せられる要件はク ダー州とほぼ同様であるが、(1)を加えることによって重婚許可の要件を厳格 にしたといえよう。クダー州のイスラーム家族法で課せられている四つめの 要件, すなわち請求される婚姻によって現在の妻および被扶養者の生活水準 が下がらないことを定めた項は, スランゴール州では 1988 年イスラーム家

族法改正法 (Islamic Family Law (Amendment) Enactment 1988 [Selangor, Enactment No.6 of 1988]) によって削除されている。

イスラーム法の変容との観点からすれば,上述の重婚に関わる言説は,伝 統的解釈と制定法による変更との相克を示しているものと考えられる。

このようにイスラームの教えを根拠として妻に対して重婚を受け入れるよう説得を試みたカディは, さらに男女の違いにも言及しながら, 妻から夫への脅迫の取消しという一応の紛争解決に向けて下記のようなやや強引とも思われる方法で合意へと導くのである。

妻(カディの脅迫が事実かどうかとの質問への答え)「わかりません。そのときは怒り、悲嘆にくれていたので……,でも本当のところ今でも怒っています。ええ、実のところ私は何も約束できません、カディ殿。どうやって怒りが込み上げてきて恐ろしいことをさせるのかわかりますか。それが起こると、私は自分を抑えることができません。悪魔が乗り移っているのです。ああ、本当に私には何がなんだかわかりません。でも、ひどいのは夫です。」

カディ「アスマさん,どうかアッラーへの信仰を強く持って,そんな恐ろしいことをしないようになさい。誰かに危害を及ぼすということは犯罪であるとともに罪深いことなのです。夫とできるだけ平和的にその問題について話し合うべきでしょう。彼は男性で,男性に必要なことは女性とは少々異なるのです。どうか理解し忍耐強くなさい。」

妻「すでに申し上げたように,誰にも何も約束できません。今は私の 頭は正常ですがいつまで保つことができるかわかりません。いま言える ことは,もし夫が別の妻をもつなら離婚したいということです。」

カディ「離婚ですか。それは問題解決のためのよい方法ではありません。事を急がないで。」

妻「問題は,カディ殿,私か相手の中国人女性かということです。夫は,私を離婚してこの困難な状況を終わらせれば,問題を解決することができます。」

カディ「どうかアスマさん,そのようなことを言わないで下さい。あなたの怒りはもっともです。たぶん落ち着いたら,そんなことは考えないようになるでしょう。シャムスルさん,他に何か言いたいことはありますか。」

夫「ええ,どうか妻に私に危害を及ぼさないことをコーランとアッラーの名に誓うよう言って下さい。」

カディ「私がそうすることもできますが、誓った者に及ぼす害を知っていますよね。妻に何も起きてほしくないですよね。彼女は本当に良い妻なのです。アスマさん、私はあなたが自制できると確信していますが、どうですか。」

妻「何もしないと約束します。夫が私をこのように扱って悲しいです。 人生はとっても不公平です。」

カディ「シャムスルさん,アスマさん,あなたがたにはもう話すことがないだろうと思います。お2人は良い結婚と家族に恵まれています。それを壊さないように。あなた方の子供は大きくなっていると思いますが,すぐに孫をもつことになるでしょう。アスマさん,お願いです,何事も焦らず後で後悔しないようにして下さい。シャムスルさん,妻のところへ帰るべきだと思います。彼女にはあなたが必要で,彼女を1人家に残すのは適切ではありません。」

再三のカディによる説得にもかかわらず,妻が夫の重婚を受け入れることができない様子,妻の苦悩が明らかであろう。このような妻に対してカディが「夫に危害を与えない」そして「婚姻関係修復」との合意へと導く方法は,重婚を認めることへの説得から始まり,危害を与えることが法および道徳に照らしても正しい行為ではないこと,夫婦の間の子や孫のために妻に離婚を思いとどまらせようとすることにまで及んでいる。

シャリーア裁判所での紛争解決過程

シャリーア裁判所が家事事件に関して管轄権を有する事項は,(1)婚約,婚姻,離婚,婚姻の無効,別居,(2)(1)において生じる財産に関する請求,(3)被扶養者の扶養,嫡出,子の親権および監護権,(4)夫婦共有財産(harta sepencarian)の分割,(5)被相続人たるムスリムの遺言,(6)相続,および(7)制定法によって定められたその他の事項である。

『マレーシアにおける婚姻関係紛争の処理』で調査の対象となった各シャリーア裁判所が処理した紛争は,婚姻の有効,婚姻後見人,女性側の離婚請求であるタリーク離婚(tali'k),ファサフ離婚(fasakh)およびクル離婚,妻の扶養,子の扶養,監護権,財産分与である(36)。提起された訴えの約過半数が妻からの離婚請求(タリーク離婚,ファサフ離婚,クル離婚)である。夫からの離婚請求が1件もないのは,イスラーム法において夫には専断的離婚が認められてきたためと推測される。

以下の二つの事例は,夫の扶養義務不履行に基づく妻からのタリーク離婚の訴えであって,夫が離婚に同意していない。両事例とも裁判官は調停を試み,夫婦は婚姻関係を回復することで合意にいたっている。

[事例3: Maimun vs. Mahmud]

夫の扶養義務不履行を事由とするタリーク離婚の訴えを妻が提起した事例である。約1年にわたる夫の扶養義務不履行の後,妻は宗教局に申し立てたが夫はカウンセリングに欠席したため本件をシャリーア裁判所へ提訴した。審理のなかで,夫による妻子への扶養義務の不履行の主張は妻側2人の男性証人による証言および夫の自白によって事実と認定され,扶養の対抗要件となる妻が不服従でないことについても夫の証言によって証明されている。イスラーム法に従えば以上の事実をもってタリーク離婚の請求は認められることになるが,裁判官は夫の「離婚したくない」との涙の訴えに審理を一時中

断して裁判官室での当事者のみによる非公開の調停を試みる。そのなかで,裁判官は,夫の妻への愛情,子供の存在を指摘し,またイスラームは婚姻を神聖なもので離婚は法的には認められているものの非難すべきものと見なしていると説き妻に離婚を思いとどまるよう説得を試みる。夫に対しては宗教で課せられる社会的責任である妻の扶養を怠るのは誤りであり罪深いことだと説き,妻に扶養義務を怠った夫への怒りはもっともであると理解を示そうとする。ひととおり話し終えた後,裁判官は,夫からの扶養料確保のための手段として,夫の雇用主に対し月々の給料から妻への扶養料を控除して直接妻へ送るよう命じることを提案し,両当事者は裁判官の提案を受け入れ夫婦関係を回復することで合意した。(37)

裁判官はイスラームにおける婚姻および離婚の意義について,そして夫の 扶養義務を果たすことの責任を説いて,離婚せずに婚姻関係修復についての 合意を促している。裁判官は,夫には扶養義務の不履行は罪深いと述べ,こ のような夫に対する妻の怒りには理解を示そうとする。裁判官によれば, 「適当な金がなくては食料や衣服を買うことができずに良い妻でいることは できないのだから,妻の怒りはもっともだ」(p. 147),ということである。 この裁判官の言説は,怒っている妻をなだめようと発せられたものであると はいえ,「良い妻」=「食料や衣服の購入をする」という妻の役割が扶養請求 権に対抗するものとして語られたもので,それは何の抵抗もなく受け入れら れている。

[事例4: Hamisah vs. Mehat] 38)

夫が妻の知らない間に他の女性と婚姻し夫が第2夫人のほうを好んでいることが明らかになったため妻が家を出て,夫に何度も離婚を申し出たが拒否されたすえに,妻が夫の遺棄に基づくタリーク離婚の訴えを提起した。第1回の審理開始直後の裁判官による原告である妻への尋問は,請求内容について,いつ夫が妻のもとを去ったのか,夫を探したか,夫からの扶養なしにどうやって生活してきたか,夫と喧嘩をしたか,夫に誠実に尽くしたかについ

てのものであった。Sharifah Zaleha & Chederroth によれば,これらは「標 準的な質問事項」(p.154)である。妻は,夫による遺棄を理由とした離婚を 請求していること、夫が妻のもとを去って以降夫から扶養料を受領していな いこと, 夫を粗雑に扱ったことも両者の間の喧嘩もなく誠実に尽くしてきた こと、イマームが夫を探すのに助力していることを主張した。妻は婚家を出 て自らの兄弟の家に住んでいる理由について,身体的安全のためにやむを得 なかったと述べている。さらに夫が妻のもとを去ってから自らが年少の子を 養うため仕立屋として働いていることも主張した。妻の夫による遺棄につい て証言した妻側証人への尋問後の夫の反対尋問において,妻を遺棄したこと はなく夫としての義務を怠ったことはないと主張し、他方で訪問を怠ったこ とを認める。妻への訪問を怠った理由,妻の態度,夫婦仲,妻に家へ戻るよ うなんらかの努力をしたか、妻に扶養料を渡したか等についての裁判官によ る尋問に,夫は,妻を訪問したときの彼女の態度は気分しだいであること, 常日頃より喧嘩が絶えないこと、妻を連れ戻そうとしたが意固地な彼女のせ いで兄弟の家に居住するままにしてあることを主張した。妻への訪問を怠っ たことに関しては、陳述が曖昧である。妻への扶養料については毎月渡して いると陳述し、さらに裁判官の再び妻を連れ戻すよう努めるかとの質問には 肯定的な答えをしている。夫の陳述後に,今度は夫側証人が妻が夫のもとを 去ったことを証言した。以上をもって第1回の審理は終了する。

第2回目の審理において裁判官は調停を試みる。判断するのはあなたしだいと述べながらも、夫が妻を愛していて離婚したくないことを指摘した上で、家族の絆というイスラームの価値に従った婚姻関係の回復を考えるよう妻に訴える。夫が2人の妻を公平に扱うこと、夫婦関係を修復することで両当事者は合意した。裁判官は妻に対して、イスラームが認めているのだから夫の重婚を受け入れなければならないと説いている(39)。

本件においてタリーク離婚が成立するためには、夫の扶養義務不履行および妻が不服従にないことが証明される必要がある。そのため、妻が婚家を出て自らの兄弟の家に居住するという行為が、「不服従」に該当するかが争点

となる。両当事者への尋問の過程で明らかになった事実は,妻が婚家を出て 兄弟の家で生活をしていることであって,妻の離婚請求の事由である夫によ る遺棄については両当事者が異なる陳述をしているため事実関係は明らかで はない。裁判官が妻に婚家を出て兄弟の家に居住している理由を尋問してい るのは,夫による許可なく婚家を出る行為は不服従と見なされ,夫に対する 扶養請求権が停止するためである。「身の安全のためやむを得ず婚家を出た」 (p. 154)という妻の陳述は,妻の行為が不服従に該当しないことを主張する ものでもある。

本件においても紛争介入者は、妻に対して「夫に誠実に尽くしたか」につ き尋問をしている。配偶者の一方が離婚に同意していない本件では,紛争介 入者たる裁判官は婚姻関係修復のための説得を他方配偶者に試み、裁判官は 「イスラームの有する家族の絆という価値観に婚姻関係の修復は合致する」 (p. 156)との言説によって,離婚請求をした妻に離婚せずに婚姻関係を修復 するよう促している。裁判官による「イスラーム」を根拠とした説得は,紛 争の背景にあった重婚にまで及び、両当事者が婚姻関係を修復することで合 意した際に,裁判官は妻に対して「イスラームは重婚を認めているのだから 夫の重婚という現実を受け入れなさい」(p. 156)と説いている。前述のカデ ィによる紛争解決の「事例2]と同じく、「イスラームが容認している」こ とを理由に妻に対して重婚を受け入れるよう裁判官による説得が試みられて いることが明らかであろう。本件と[事例2]において共通する事項は,両 事件の夫とも十分な扶養能力があると裁判官による尋問で明らかになってい ることであろう。制定法のイスラーム家族法では裁判所が重婚を許可する要 件として夫の扶養能力のほかにもいくつかの要件を課していることについて は先に述べたが,本件においても[事例2]でのカディと同様に,裁判官が 関心を示しているのは夫の扶養能力とすべての妻を公平に扱うことだけであ る。

合意の形成における言説

『マレーシアにおける婚姻関係紛争処理』の結論において,シャリーアの 準則またはマレー人の間のローカルな規範に紛争介入者がどの程度依拠する かには違いがみられることが指摘されている。家事事件カウンセラーはシャ リーアの準則よりもローカルな規範に依拠する度合いが高く,カディおよび シャリーア裁判所裁判官は扱う事件によってその度合いが異なる。カディの 場合には,例えば扶養請求のように請求内容がシャリーアの準則に基づくこ とが明らかなときはシャリーアの準則に依拠し,裁判官の場合には,明らか にイスラーム法に違反していたとしても婚姻関係継続中であればシャリーア への言及はそれほど厳格ではなく婚姻関係回復に努めようとするが,離婚後 の財産分与の争いや深刻な夫婦間の争いのときには厳格にシャリーアを適用 する(40)。

この指摘を紛争解決過程における紛争介入者の言説という観点からみると、イスラーム法に関する言説とローカルな規範に関する言説とが紛争解決の場において交差していることが想像されるかもしれない。しかしながら、Sharifah Zaleha & Chederroth が指摘するように紛争解決過程においては、夫婦や家族の絆の重要性を強調するローカルな規範はイスラーム法によって正当性を付与されてさらに拘束力を増すようになる(41)ならば、両者の言説を厳密に区別するのは非常に困難であり、ときに両者の境界は非常に曖昧なものとなることを意味することになろう。例えば[事例1]の家事カウンセラーの下記のような発言は、ローカルな規範に依拠するものに思われるかもしれない。

「あなたの夫はほとんど家にいないのですから、仕事が終わったらす ぐに家に帰りなさい。子供の世話をして自分を大事にしなさい。なぜな ら、あなたも知っているように男性のなかにはあなたが1人だと知って つけこんでくるような輩もいるからです。わかりますか。あなたには夫 がいるのです。どうか自分を大事にして尊厳を保ちなさい。仕事が終わ ったら家に帰り子供の面倒をみなさい。もしイスマイル (夫の名前) がお金を渡すためにせよ何にせよ現れたら, どうか彼を大事に世話 (layan) しなさい。彼はあなたの合法的な夫なのです。彼があなたの元へ戻る気になるかどうかは, あなたの美徳次第でしょう。彼と疎遠にならないようになさい。あなたは何でもできます,メイドはあなたに助言できませんが夫はできるのです。私が言っていることをわかりますか。」 42)

ここにおいて、家事カウンセラーは「イスラーム法ではこのようになっている」または「イスラーム法に従えば」とは言及しないが、イスラームに関する言説で家事は妻に課せられる義務とされ(43)、イスラームでは女性の貞操を厳しく求めることを考慮すれば、イスラーム法に関する言説ということもできよう。結局のところ、ローカルな規範とはいえ根底にはイスラームの影響を否定することはできないであろうし、その逆も然りであろう。言い換えるならば、日常の空間を取り巻くシャリーアの規範が紛争解決過程において語られているのであり、ここで語られるシャリーアの規範は、法的サンクションを課すものとしての現在のマレーシアのイスラーム法制度における法規範にかならずしも限定されないのである。むしろ、判決以外の紛争解決過程において合意の形成がいかになされるかを検討することを目的とする本稿にとって重要なのは、言説の厳密な分類ではなく、発話する側の言説によってうみだされるもの、このような言説がいかに合意形成に働きかけるかを注意深く読み解くことであろう。

結論を言うならば、夫婦関係の争いは、「扶養者たる夫と献身的な妻」=「良い夫婦」という構図を基底とした言説を中心として、争点の抽出から夫婦関係の修復への合意成立まで展開している。「扶養者たる夫と献身的な妻」の言説は、イスラーム法が定める夫婦の権利義務関係とは必ずしも同一ではない。すなわち、以下で検討するように、「扶養者たる夫と献身的な妻」の言説が法規範たる「扶養と服従」の言説と一致しているわけではない。

本稿で事例として取り上げた ADR は、宗教局での調停、シャリーア裁判 所での裁判官の職権による調停であった。そこにおいて、紛争介入者の言説 にみられる特徴は、紛争介入者が両当事者に合意をもたらそうとする過程において、夫婦それぞれの義務遂行についての繰り返される言及である。夫婦間の役割分担は「扶養と献身(nafkah-layan)」の言葉に象徴され、それぞれに課せられるのは家族を扶養する夫の義務と夫に仕え家族の世話をする妻の義務であるとされている。夫による妻の遺棄が争点となった[事例1]では、家事事件カウンセラーは夫にどう仕えるのか、言い換えるならば夫に遺棄されないような妻であるためにはどうあるべきかにつき妻に「献身」を説いていた。妻からの夫に対する脅迫が争点となった[事例2]では、家族を扶養する夫と、家事をし夫に仕える妻を夫婦それぞれの義務を果たし「愛情深く責任ある配偶者」と見なして婚姻関係の修復についての合意を促している。夫の扶養義務および妻の服従が法律上の争点となった[事例3]および[事例4]においては、「妻の服従」のみならず「妻の献身」に関わる尋問を紛争介入者たる裁判官は行なっている。

伝統的にマレー人の間で夫に期待される役割は、働いて妻子を扶養し、イスラームについての十分な知識を得て家族を導き、コミュニティの活動に参加し、友人や隣人からの求めに応じることである。妻は料理、育児、家事を行ない、忠実に夫に仕え、公私にわたり夫の名誉を守ることが役割として期待されている(44)。本稿で取り上げた四つだけでなくその他の多くの事例において、紛争介入者は夫婦間の問題を特定するために夫に対しては「十分な扶養料を妻に渡しているか」、妻に対しては「夫によく仕えているか」または「家事をしているか」と問う。夫として家族を扶養していれば、妻として夫によく仕え家族の世話をしていれば、両人はそれぞれの義務を果たし「よい結婚」、「よい夫婦」、「よい夫」または「よい妻」と見なされるのである。しかしながら、夫婦の一方または両方が義務の遂行を怠っているときには婚姻関係回復のために解決されなければならない問題として特定され、例えば「妻を扶養するのは宗教で課せられた社会的責務なのだから、それを果たさないのは誤りであって罪深いことである」(45)と説いて義務に従うよう促す。

また次のような言説は,期待される夫婦それぞれの役割を「宗教上の命令」

として紛争介入者が語ることを示している。

「結婚生活には問題や心配事がつきものです。もし一方が他の人々が言うことに耳を貸せば問題は悪化し,欲求(nafsu)を抑えられず理性(akal)が働かなくなってしまいます。ズバイダ(妻の名前)は夫について他の人と話すべきではありません。これは宗教上の命令です。妻として,あなたは夫の名誉を守り,それを汚してはならないのです。また,根拠のない噂に惑わされ家族への義務を怠るのは馬鹿げています。∫46)ここで「宗教上の命令」として語られているのは,まさに生活規範または倫理規範を含めた意味でのシャリーアである。

また紛争当事者の側も,自らの「困りごと」または「問題」を多くの場合,相手方配偶者の義務違反または夫婦それぞれに期待される役割に従っていない,と語る。すなわち,「扶養=献身」の言説によって申し立てるのである。このような夫婦関係に期待されている役割と法的拘束力を有するものとしてのイスラーム法にはどのような連関性があるのだろうか。

夫の「扶養」はイスラーム法が定める行為のうち義務行為と見なされ,不履行については,妻が不服従と見なされないかぎり,紛争介入者は紛争解決過程において当事者間で合意にいたった扶養料の支払いを命じ,ときに扶養料確保のための手段を講じることもある。夫の「扶養」義務違反は法的サンクションの対象となるが,妻の「献身」違反に対して法的サンクションが課せられるかどうかとの点については,法律上は,「献身」違反が「不服従」と見なされる行為に該当するかどうかによる。スランゴール州 1984 年イスラーム家族法においては性交の拒否,夫の同意なく家を離れる行為,追随義務違反は不従順を構成し,夫に対する扶養請求権を失わせることとなる。妻が夫への「献身」を怠ることと法的なサンクションが課せられることは直接には結びつかないように思われる。すなわち,妻の側に期待される役割からの逸脱した行為が義務違反として見なされることと,「不服従」に包摂されるかということは,制定法上は次元を異にする問題だと考えられる。

とりわけ判決によらない合意による紛争解決を目的とする家事事件カウン

セラーおよびカディの「扶養と献身」についての言説は,夫による扶養と妻の夫に仕え家族の世話をすることが対抗的な関係にあるものとして語られているが,サンクションを課すものとしての法という観点からみると,「扶養と献身」は必ずしも対抗関係にあるとはいえない。むしろ,宗教局における紛争解決過程では,「個人の道徳は,婚姻上の地位,すなわち妻または夫として期待される役割に従って生活をしているかどうかによる」(47)と指摘されるようなマレー人の間のローカルな規範に基づく語りによって紛争介入者は婚姻関係回復合意を試みるためであるといえる。Sharifah Zaleha & Chederrothの観察は,「扶養と献身」関係が法規範であるとともに倫理規範でもあり自明のものとして,紛争介入者と紛争当事者の言説を支配することを示している。紛争介入者のこのローカルな規範とされるものについての言説も一義的にはシャリーアに包摂されると考えるならば,紛争解決過程において紛争介入者は人々の日常的言説により近いローカルな規範について語ることによって合意を導いているといえる。

おわりに

家事事件カウンセラー,カディおよびシャリーア裁判所裁判官による紛争解決によって形成される合意は,「当事者による自発的な合意」というよりもむしろ,イスラームの権威を背景とした説得といえる。これを可能にしている要素として,とりわけカディおよびシャリーア裁判所裁判官のイスラームに関する知の優位性を指摘できよう。すなわち,カディおよびシャリーア裁判所裁判官はイスラーム,とりわけイスラーム法に関する知を有するものとして,その言説を通じて人々を説得することができるのである。この宗教的知に基づくヒエラルヒーは,家事事件カウンセラーおよびカディによる合意形成において非常に重要な側面を有する。家事事件カウンセラーおよびカディによる紛争解決過程において形成された合意には法的拘束力は認められ

ていない。当事者が合意に従うか否かということはもっぱら彼らの意思しだいであり、家事事件カウンセラーおよびカディにできることは、両当事者に満足をもたらす合意を斡旋するほかは、当事者の良心に訴えることだけであるう。家事事件カウンセラーおよびカディは、頻繁に、イスラーム法またはイスラームの価値に言及して当事者に「正しい行為」について説くことによって、すなわちイスラームに関する言説によって合意を形成しようと試みることが事例からみてとれる。紛争介入者の社会的または宗教的権威に着目すると、とりわけカディの場合には、カディという職種がマレー人の間で尊敬されていることも重要である。

最後に、夫婦の権利義務関係についての言説が夫婦関係修復の合意形成の過程においていかに作用しているかについて整理すると、まず、夫婦の権利義務関係についての言説は「扶養と献身」に関わる言説と一体となって合意形成にはたらきかけることが指摘できる。さらに、合意形成にはたらきかけるだけでなく、争点の抽出または紛争の背景を確定する段階において紛争当事者および紛争介入者はこれらの言説によって語るのである。すなわち、夫婦の争いは、「夫婦の権利義務関係」または「扶養と献身」についての言説によって認識されていることを意味しよう。それぞれの義務を履行しない、あるいは「扶養と献身」関係にない夫婦は、理想的な夫婦関係から逸脱していると見なされ、それは紛争の原因または争点と位置づけられただちに解決すべきものとされる。

「扶養と献身」および「扶養と服従」に関わる言説にみられるように、紛争解決過程において紛争介入者は、制定法上の法規範だけでなく行為規範、倫理規範、宗教規範を含めた意味でのシャリーアの規範について紛争当事者に語りかける。判決以外の紛争解決においては、法規範として司法制度上拘束力を有するものだけでなく、日常生活におけるシャリーアの言説が合意形成の過程だけでなく「問題」を特定する過程においても紛争当事者および介入者を支配しているのである。

注(1) Sharifah Zaleha Syed Hassan & Sven Cederroth, Managing Marital Disputes in Malaysia: Islamic Mediators and Conflict Resolution in the Syariah Courts, Richmond: Curzon, 1997.

マレーシアまたはマレー人のイスラーム法に関わる従来の研究が,紛争解 決機関における動的な紛争解決について関心を示さず、その結果マレー人の 家族関係を規律するシャリーアについての視野の狭い法律解釈に終始してき たとの評価に基づき,ムスリムの家事紛争を扱う三つの機関(家事事件カウ ンセラー,各地区のカディ,シャリーア裁判所の裁判官)におけるそれぞれ 異なる紛争解決手段による紛争解決過程の考察によって,イスラームの法制 度が現実にどう機能しているのかを明らかにすることを本書の目的としてい る。著者はこれらの紛争解決を「イスラーム(的)紛争解決制度(Islamic conflict resolution system)」と呼び,その考察にあたっては,これらの機関による家 事紛争の原因および事実の確定と決定がどう行なわれているか,各機関の紛 争解決手段が紛争介入者による家族の絆を強固なものとする第三者としての 自らの役割認識とどう関連しているかに焦点を当てるとし,紛争当事者の視 点からではなく紛争への介入者たる第三者の視点から紛争解決手段を分析す るとしている。本書における紛争解決の分析は,1991年8月から92年7月ま でスランゴール州 Kempas 地区とケダー州の Kota Jati 地区(両地区とも仮名) の二つの地域で行なわれた調査に基づく。両地区はマレー系の人々の居住す る地域であったが,過去40年ほどの間に経済発展,都市化および人口増加が 進み、マレー系以外の中国系やインド系の移入によって民族別人口構成が大 きく変わった地方都市である。

紛争解決手段を相談,斡旋,調停,仲裁および裁定の五つに類型化し,そこにおける紛争解決過程を検討した上で(3~8章),各紛争解決過程を争点の確定,真実の発見および解決に分類し,それぞれの紛争介入者の果たす役割に注意を向ける(9章)。結論では,紛争介入者の最大の関心は婚姻関係の回復,すなわち合意形成にあるとして,その背景にマレー人の間の高い離婚率を低下させようとの政策的意図があることを指摘する。紛争解決の目的,焦点の当て方およびシャリーアの規範に基づく度合いの違いから各紛争介入者(著者はIslamic intermediary と呼ぶ)の紛争解決をインフォーマル(家事事件カウンセラー,カディ,シャリーア裁判所裁判官),セミフォーマル(カディ,シャリーア裁判所裁判官),フォーマル(シャリーア裁判所裁判官)と区別し,すべての紛争介入者はインフォーマルまたはセミフォーマルな紛争解決に依拠する傾向があると述べる。とりわけ判決以外の紛争解決過程においては,紛争介入者らの有するマレー人の,すなわちローカルな規範に基づく

夫婦間の「扶養 = 献身 (nafkah-layan)」という価値観が影響を与えることを 指摘し,このような価値観は職業をもつ女性の増加といった近年の変化に対 応したものではないと述べている。

なお本稿では、紛争解決方法の分類に関しては、Sharifah Zaleha & Cederroth の分類には法律上問題があるのでこれには従わず、判決、仲裁、調停、相談に区別することとし、シャリーア裁判所の裁判官は判決、仲裁、調停を行なう機関として、家事事件カウンセラーおよびカディは相談および調停を行なう機関として位置づける。

- (2) 非公式なものとして,年長の親族,地域の宗教指導者であるイマーム (imam), 地域の有力者による紛争解決が慣習的に行なわれてきた。Sharifah Zaleha & Cederroth, *Managing*, pp.58 60.
- (3) カディはイスラーム法を施行するカディ裁判所の裁判官であったが,1980 年代以降のイスラーム法の施行に関する法律の改正の結果として,もはや裁判官ではなくその職務は婚姻および離婚登録などに縮小された。
- (4) シャリーアの語は神の命令としてのすべてを包括したイスラームの法を意味し、各命令はフクム(hukm)と呼ばれる。シャリーアは倫理規範を含めたすべての人間の行為を包括するものであり、近代法の「法」概念とは異なる。近代法の「法」概念により近いのは、コーラン等の法源から行為に関するシャリーアの準則を演繹したものであるフィクフ(Fiqf)である。シャリーアの準則は、人間の行為を、義務行為、推奨される行為、行なっても行なわなくてもよい行為、避けるべき行為および禁止行為の五つの範疇からなると見なす。Ahmad Ibrahim, Islamic Law in Malaya, Kuala Lumpur: Malaysia Sociological Research Institute, 1975, pp.1 4.
- (5) 小杉 泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂, 1994年, 234-236ページ。
- (6) 最高裁判所(現在は連邦裁判所に名称変更)判決の Mohd Habibullah bin Mahmood v Faridah bte Dato' Taib [1992] 2 MLJ 793, 高等裁判所判決の Ng Wan Chan v Majlis Ugama Islam Wilayah Persekutuan & Another [1991] 3 MLJ 487 および Shaik Zolkaffily bin Shaik Natar & Others v Majlis Agama Islam Pulau Pinang dan Seberang Perai [1997] 3 MLJ 281.
- (7) 以下のスランゴール州の宗教行政については,制定法のほか,スランゴール州政府の公式ホームページ http://www.selangor.gov.my/mss/を参照。
- (8) 宗教評議会は委員長,副委員長,ムフティー(Mufti:さまざまな問題に関してのイスラーム法の解釈についての法的意見たるファトワーを発する資格を有する者),州の法律顧問,州の財務担当者,州の警察長官およびその他10名の委員(5名以上のウラマー(ulamak:イスラーム諸学の学者)を含む)から構成される。委員長,副委員長およびその他10名の委員はムスリムであって,州首相の助言に基づいてスルタンによって任命される。州の法律顧問,

州の財務担当者または州の警察長官がムスリムでないときは,州首相の助言に従ってスルタンは非ムスリムに代えてそれぞれ同じ官庁内で最も高位にあるムスリムを委員として任命することができる(イスラーム法施行法第5条)。

- (9) イスラーム法諮問委員会はムフティーを委員長として,副ムフティー,州の法律顧問,イスラーム宗教省の役人,イスラーム宗教評議会によって任命される2名以上5名以下の委員によって構成される(イスラーム法施行法第34条第2項)。
- (10) ダクワ (dakwah) とは,イスラームの布教およびムスリムの間の宗教心を 高めることを意味する。なお,1970年代よりマレーシアにて顕在化してきた イスラーム復興運動は「ダクワ運動」と呼称された。
- (11) 本書の調査が行なわれた期間中(1991年8月から翌年7月まで)の91年9月1日に本法は施行された。旧法の1952年ムスリム法施行法(Administration of Muslim Law Enactment 1952 [Selangor, Enactment No.3 of 1952])では民事訴訟について第76~93条で定め、「sulh」の用語は使用せずに、訴訟当事者はいつでも和解をすることができる旨を定めている(旧法第82条第2項)。
- (12) Hj. Mohd. Na'im B. Hj. Mokhtar, "Administration of Family Law in Syariah Court," (unpublished paper presented at the seminar on the setting up of family court in Malaysia, Bar Council of Malaysia, November 9 and 10, 2000) pp.6, 7.
- (13) 2001 年 8 月 1 日施行。イスラーム法におけるスールは、和解に相当するような当事者間の話合いによる解決と調停に相当する第三者の介入による合意の形成を含むものである。しかしながら 2001 年スランゴール州シャリーア裁判所民事訴訟法スールについての規則は、第三者の介入による合意 = 紛争解決の手続きについてのみ定めたものである。本稿では同規則で言及される「スール」を「調停」とし、当事者間だけの話合いによる紛争解決を含めた意味での「スール」とは区別して訳した。
- (14) イスラーム法においては,夫と妻とではそれぞれ離婚形態が異なる。スランゴール州の1984年イスラーム家族法が定める離婚の形態には, 夫の離婚宣言による離婚(タラーク:talaq)(第47条), クル離婚(khul')(第49条), タリーク(ta'liq)(第50条)および ファサフ(fasakh)(第52条)である。以下それぞれの離婚形態について概略する。

タラーク…夫は自らの離婚宣言(タラーク)によって婚姻を解消することが認められる。当該宣言に基づく離婚は離婚宣言の回数によって離婚の取消しおよび効果に違いがある。1回または2回の離婚宣言によるときは妻の待婚期間中は離婚を取り消すことができるが(取消しうる離婚),3回の離婚宣言(例えば「私はあなたを離婚する。私はあなたを離婚する。私はあなたを離婚する。社はあなたを離婚する」)は離婚宣言と同時に離婚は確定し取消しが認められない(取消しえない

離婚)。離婚が妻の面前で宣言される必要もなく,そのため妻の知らない 間に離婚が成立することもありうる。現行法では、夫による離婚宣言に 一定の制約を課すものが多く,スランゴール州 1984 年イスラーム家族法 は,離婚を望む当事者は裁判所に訴えを提起することを定め(イスラー ム家族法第47条第1項),裁判所外において裁判所の許可なしに離婚を 宣言した者には,1000リンギ以下の罰金もしくは6カ月以下の自由刑に 処し,または罰金および自由刑を併科する(イスラーム家族法第124条)。 クル…妻が夫から離婚宣言(タラーク)を買い取ることによって成立す る離婚形態である。裁判所は,夫婦の間で妻から夫への金銭の提供と夫 による離婚宣言についての合意があるときは, 夫に裁判所内において離 婚を宣言させる。

タリーク…夫の婚姻契約違反を原因とする離婚である。婚姻成立の際に 両配偶者間で, 例えば「夫が3カ月以上妻の扶養を怠ったときまたは妻 を遺棄したときには妻は離婚することができる」との条項を付した婚姻 契約を締結することがほとんどであって,タリーク離婚は当該婚姻契約 違反を原因とするものである。

ファサフ…夫の性的不能,精神病,伝染性の病気,扶養義務の不履行, 虐待等の事由に基づいて裁判所に請求し、裁判官の離婚宣言によって婚 姻が解消されるものである。

以上のような離婚類型は、さらに「取消しうる離婚」と「取消しえない離 婚」に分類される。「取消しうる離婚」とは1回または2回の離婚宣言による 離婚であって,妻の待婚期間中であれば夫の専権で離婚を取り消すことがで きる。「取消しえない離婚」とは離婚の宣言によって離婚が確定するものであ って,夫の3回の離婚宣言またはクルによる婚姻の解消がこれに該当する。 Ahmad Ibrahim, Family Law in Malaysia, 3rd ed., Kuala Lumpur: Malayan Law Journal, 1997, pp.226 228, 288 292.

- (15) *Ibid.*, p.241 参照。コーランの次の章句が根拠として挙げられる。
 - 「2 人の間にひびが入りそうな心配のあるときは,男の一族から Hakam を 1 人,それから女の一族からも Hakam を 1 人喚んで来るがよい,もし両人に仲 直りしたいという気持ちがあるならば,アッラーが2人の仲をうまく合わせ て下さるであろうぞ。アッラーは何事も全て御存知,あらゆることに通暁し 給う。」(第4章35節)
- (16) Ibid., p.241 および柳橋博之『イスラーム家族法:婚姻・親子・親族』創文 社,2001年,410-412ページ参照。
- (17) クダー州 1979 年イスラーム家族法 (Islamic Family Enactment 1979) には スランゴール州のような調停制度はないが, ハカムによる紛争解決について ほぼ同様の規定を定めている。 クダー州 1979 年イスラーム家族法第 40 条第 9

スランゴール州の Kempas 地区宗教局類型別事件件数

The state of the s						
	1990		1991			
苦情の内容	女 性	男性	合 計	女 性	男性	合 計
扶 養	50	8	58	46	3	49
夫婦の義務懈怠	14	8	22	11	7	18
不 仲	21	7	28	24	2	26
不 貞	4	4	8	4	1	5
遺棄	24	13	37	32	9	41
虐待	4	2	6	4	0	4
子供への虐待	2	4	6	2	2	4
離婚	12	0	12	15	0	15
重婚	15	4	19	5	8	13
タラークの承認	15	0	15	18	0	18
裁判所命令違反	2	0	2	4	0	4
wali の 依 頼	4	2	6	1	3	4
合 計(%)	167(76%)	52(24%)	219	166(83%)	35(17%)	201

ケダー州 Kota Jati 地区宗教局類型別事件件数

	1990		1991			
苦情の内容	女 性	男性	合 計	女 性	男性	合 計
扶 養	43	0	43	54	0	54
夫婦の義務懈怠	26	3	29	30	0	30
不 仲	39	4	43	33	2	35
不 貞	10	3	13	5	1	6
遺棄	20	9	29	26	8	34
虐待	8	0	8	12	0	12
子供への虐待	1	2	3	2	0	2
離婚	18	0	18	12	0	12
重婚	18	2	20	11	0	11
タラークの承認	21	0	21	16	0	16
裁判所命令違反	1	2	3	3	0	3
wali の 依 頼	9	0	9	5	0	5
合 計(%)	214(90%)	25(10%)	239	209(95%)	11(5%)	220

(出所) Syarifah Zaleha & Cederroth, Managing, pp.62, 63 参照。

項,10項。

⁽¹⁸⁾ Sharifah Zaleha & Sven Cederroth, *Managing*, p.199.

⁽¹⁹⁾ イスラーム法では,婚姻契約が男性と女性側の後見人との間で締結される

ことを婚姻成立要件の一つとしている。シャーフィイー派では婚姻後見人の 同意のない婚姻は無効と見なされる。通常は女性の父または男性父系尊属が 婚姻後見人となるが、当該婚姻後見人が婚姻に同意しないときまたは女性に 当該婚姻後見人がいないときは統治者たるスルタンまたはスルタンの代理人 が婚姻後見人を務める(wali raja)。 Ahmad Ibrahim, Family, pp.175,191 194. スランゴール州 1984 年イスラーム家族法では, wali raja とは血族に婚姻後 見人を務める者がいない女性のためにスルタンによって委任された婚姻後見 人をいう(第2条)。 州によっては wali raja ではなく wali hakim と称される (例えばペラ州,ジョホール州)

- (20) Sharifah Zaleha & Sven Cederroth, *Managing*, pp.50, 51.
- (21) *Ibid.*, pp.60 62.
- (22) Ahmad Ibrahim, Islamic, p.222; Saalih ibn Ghaanim Al-Sadlaan, (transrated by) Jamaal al-Din M. Zarabozo, Marital Discord (al-Nushooz): Its Definition, Cases, Causes, Means of Protection from it, and its Remedy from the Quran and Sunnah, Boulder: Al-Basheer Company, 1996, pp.16 18; Nik Noriani Nik Badli Shah, Marriage and Divorce under Islamic Law, Kuala Lumpur: International Law Books Services, 1998, pp.43 49.
- (23) Saalih ibn Ghaanim Al-Sadlaan, ibid., pp.26, 27, 49 51. New Straits Times, December 19, 1999.
- (24) Sharifah Zaleha & Cederroth, *Managing*, pp.62 69.
- 25) 各宗教局が集計した類型別苦情件数は次ページ表のとおりである。
- 26) Sharifah Zaleha & Sven Cederroth, *Managing*, p.70.
- (27) *Ibid.*, pp.61,62.
- (28) Ibid., pp.112 117.
- (29) Ibid., pp.113,114.
- 30 この妻に対する家事事件カウンセラーの態度について, Syarifah Zaleha & Cederroth は, おそらく金銭的問題が妻にとっては夫との争いの種であり家族 内における夫の居場所を妻は問題としたと考え,夫によく仕えることを妻に 指導する必要があると考えたのだろうと推察している。*Ibid.*, p.118.
- (31) *Ibid.*, pp.137 142.
- (32) *Ibid.*, p.139.
- (33) *Ibid.*, p.140.
- (34) *Ibid.*, pp.142, 143.
- 35) 1988 年イスラム家族法改正法 (Islamic Family Law (Amendment) Enactment 1988)による本法改正までは,裁判所の事前の許可のない重婚は認めら れないとされていた。
- (37) Ibid., pp.145 148.

(36)

スランゴール州 Kempas 地区シャリーア裁判所の類型別事件件数

777 - 7771 Temper BE 7 1 7 7 247377 - 374 - 117 X				
事件類型 / 年	1990	1991		
婚 姻 の 有 効	7	5		
婚 姻 後 見 人	0	0		
タ リ ー ク 離 婚	34	29		
ファ サフ 離 婚	1	1		
ク ル 離 婚	2	1		
妻 の 扶 養	6	10		
子 の 扶 養	14	12		
子 の 監 護 権	4	1		
財 産 分 与	3	2		
合 計	71	61		

クダー州 Kota Jati 地区シャリーア裁判所の類型別事件件数

事件類型 / 年	1990	1991
 婚 姻 の 有 効	8	6
婚姻後見人	2	1
タ リ ー ク 離 婚	32	36
ファ サフ 離 婚	3	2
ク ル 離 婚	1	1
妻 の 扶 養	18	13
子の扶養	10	8
子の監護権	3	2
財 産 分 与	3	2
合 計	80	71

(出所) Sharifah Zaleha & Cederroth, Managing, pp.74, 75 参照。

- (38) *Ibid.*, pp.154 156.
- (39) *Ibid.*, pp.154 156.
- (40) *Ibid.*, pp.231 233.
- (41) *Ibid.*, pp.229, 230.
- (42) *Ibid.*, p.116.
- (43) 例えば、妻に課せられる義務として、 夫に忠実に仕えること、 夫の性的欲求を満足させること、 夫の許可なしに何人も家に招いてはならない、 夫の前ではきれいにし朗らかでいること、 家事をすること、があげられている。Fatimah Umar Naseef, Women in Islam, Cairo: International Islamic Committee for Woman & Child, 1999, pp.195 209.
- (44) Sharifah Zaleha & Cederroth, Managing, p.23. このような夫婦の役割につい

Mashitah binti Ibrahim, *Wanita Islam : dari Perspektif Undang-Undang Keluarga*, Terengganu : Yayasan Islam Terengganu, 1998.

- (45) Sharifah Zaleha & Cederroth, *Managing*, p.147.
- (46) Yaakob vs. Zubaidah におけるカディの言葉。本件は妻の異常な嫉妬,妻の家事およびこの世話の懈怠ならびに妻の日常的な不平不満の表明,を夫が申し立てた事例である。このカディの発言は,妻の側が自らの振舞いの原因は夫の浮気にあることを主張したがそれが誤りであったことが明らかになった後に発せられたものである。*Ibid.*, p.109.
- (47) Ibid., p.233, 234.